

停留場屋根防水工事 仕様書

1. 総 則

この工事は、本仕様書によるほか、添付図に基づき施工すること。

また、下記に法令・規則等についても十分に内容を把握して施工すること。なお、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

- (1) 公共建築工事標準仕様書 [平成 31 年度版]
- (2) 公共建築改修工事標準仕様書 [平成 31 年度版]
- (3) 営繕工事写真撮影要領 [令和 3 年版]
- (4) 千葉都市モノレール運転取扱心得及び運転関係規程
(線路閉鎖取扱規程、災害対策基準、構造基準)
- (5) 騒音規制法
- (6) 振動規制法
- (7) 労働安全衛生法

2. 工事範囲

工事範囲は下記のとおりとする。

- ・工事対象駅 県庁前駅
- ・工事範囲 屋根（2 番線側）

3. 施工計画書

この工事の施工に先立ち施工計画書を作成し、工事監督員の承諾を受けること。

4. 工事的目的

本工事は、千葉都市モノレールインフラ施設停留場屋根において、経年劣化等により損傷しているシーリング等を更新し、施設への漏水・浸水を防止する。

5. 工事内容

5-1. 仮設工事

- (1) 足場仮設は、設計図書を踏まえ、受注者が調査・検討により現地の状況を十分に把握し、安全性、経済性、及び細部の構造等について確認を行い、その内容を施工計画書に記載し、監督員に提出するとともに受注者の責任において実施すること。
- (2) 足場仮設は労働安全衛生規則の規定によること。
- (3) 足場仮設にあたっては、事前に道路管理者、交通管理者及び占用企業者と協議すること。
- (4) 足場上からの作業員、工具類の落下防止のため、シート張防護工を設置すること。必要に応じて、朝顔及び板張防護を設置すること。
- (5) 工事に必要となる工事用電力、水道等については請負者で負担すること。

5-2. 防水改修工事

- (1) シーリング打替えについて、原則、既存シーリングを撤去の上、2成分形シリコン系シーリング材で打ち替えること。但し、ガラスジョイント部においては、既存シーリングを残置のまま、ブリッジシールにより充填すること。
- (2) アルミフレーム無目材に設置されているアルミ設置金物のリベット頭シーリングについて、既存シーリングを撤去の上、2成分形シリコン系シーリング材で打ち替えること。

5-3. 交通誘導員の配置

- (1) 交通誘導員を適切に配置し、歩行者及び車両通行の安全確保に努めること。
- (2) 交通誘導員配置人数は基本下記のとおりとし、大幅な変更が生じた場合は、別途通知し、協議の上、工事変更処理する。
昼間作業：2名配置/日（交代要員含む）
夜間作業：3名配置/日（交代要員含む）

6. 工事報告

- (1) 施工に際し、工事の進捗状況と今後の計画を報告・確認するため、必要に応じて、監督員との定例会議を開催する。
- (2) 作業中に、構造物の異常等を発見した場合は、ただちに監督員に報告すること。

7. 工事の作業区分・作業申請

- (1) 工事の作業区分は、下表を基本とする。作業区分で定められた施工内容を変更する場合は、監督員の承認を得るものとする。また、監督員からの指示により作業区分で定められた施工内容を変更する場合は、それに従うこと。

作業区分	作業時間	施工内容
夜間作業	0:30~4:55	建築限界を支障する恐れのある工事 例) 停留場妻側作業

- (2) 工事実施に先立ち、事前に監督員に施工打合せ票を提出し、承認を得ること。
- (3) 線路閉鎖を伴う作業の開始前に、下記時間において監督員と打合せを行うこと。
打合せには現場代理人が出席することを原則とする。

作業区分	作業時間	場所
夜間作業	22:30~	千葉都市モノレール(株) 本社2階

8. 事故防止

- (1) この工事の施工については、監督員及び関係箇所と打合せ連絡を綿密に行い、列車の運行並びに一般旅客公衆に支障・迷惑を及ぼさないよう工事を進めること。
- (2) この工事は、モノレール保守作業と関連するので、お互いに協力し工事工程及び施工順序について十分打合せ、モノレール保守作業に支障を与えないようにすること。
- (3) この工事の施工にあたっては、道路交通法に基づき道路交通の安全を確保すること。
- (4) 夜間は十分な照明設備を設け、作業の安全を確保するとともに、旅客公衆に迷惑が及ばないようにすること。
- (5) この工事の施工にあたっては、交通整理員を配置し、事故防止並びに交通に支障を与えないよう万全を期すこと。

9. 整理整頓

この工事において、工事現場内は常に整理整頓及び清掃を行い、通行等に支障を与えないようにすること。

10. 騒音防止

- (1) この工事にあたっては、騒音規制法に抵触しないよう、騒音防止の措置を講じて作業すること。
- (2) この工事に使用する機械については、防音型を使用すること。

11. 提出書類

請負者は、次の書類を提出すること。

(1) 施工前（着工書類）

- ア 着手届
- イ 現場代理人届及び主任技術者届
- ウ 施工計画書
- エ 施工体制台帳
- オ 工程表
- カ その他監督員の指示によるもの

(2) 施工中

- ア 作業申込書（線路閉鎖作業を伴わない作業）
- イ 施工打合せ票（線路閉鎖作業）
- ウ 週間工程表（必要に応じて）
- エ 月間工程表（必要に応じて）

(3) 竣工時（竣工書類）

- ア 工事完成届
- イ 工事完成報告書（工事写真台帳）
- ウ 目的物引渡書
- エ マニフェスト
- オ その他監督員の指示によるもの